

千葉県大多喜町 地域おこし協力隊員募集要項

大多喜町は、首都圏から60km圏内となる房総半島のほぼ中央に位置し、千葉県内の町村で最も広大な面積を有し、森林が総面積の70%を占める緑に包まれた町です。

しかし、人口減少や少子高齢化が急速に進み、加えて有害獣の被害による農作物の被害により、農業の担い手が減少し農地の荒廃化が増加している状況です。

町ではこうした農地を活用し新たな作物の生産を推奨しています。この新たな作物となる「食香バラ及びローゼル」の作付けから商品化を目的に地域おこし協力隊員を募集します。

1 募集人員

1名

2 活動内容

協力隊員の活動は、別に定める「大多喜町地域おこし協力隊設置要綱」を基本とし、次の活動に従事していただきます。

- (1) 食香バラ及びローゼルの栽培及び商品化に向けた活用の調査研究
- (2) 食香バラ及びローゼルを活用した、ふるさと納税返礼品としての商品化
- (3) その他町の産業（農業・観光業）振興に関する活性化支援
- (4) 上記内容に関する継続的な情報発信

3 募集対象

(全体事項)

次の(1)～(7)までのすべての満たす方

- (1) 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の条件不利地域に該当しない地域）から大多喜町内へ移住し住民票を異動できる方 または、大多喜町以外の地域で地域おこし協力隊員であった方（同一地域における活動2年以上、かつ解職1年以内）で、大多喜町に生活の拠点を移し、住民票を異動できる

※ 地域要件については、総務省の地域おこし協力隊の関連ページでご確認ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html

- (2) 過疎地域の活性化に意欲があり、地域住民と生活をともにする意思のある方
- (3) 地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方
- (4) 協力隊終了後も本町に定住する意思のある方
- (5) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- (6) 普通自動車運転免許証を取得している方、または取得予定の方
- (7) 日本国籍を有し、次のいずれかにも該当しない方
 - ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることができなくなるまでの者
 - ② 国、地方公共団体職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはそれに加入した者

(活動に際して)

下記 (1)～(3) 全ての要件を満たす方

- (1) 活動に際して町の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (2) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会議など、不規則な勤務に対応できる方
- (3) パソコン(ワード、エクセル、インターネットなど)の一般的な操作及びSNS等を活用した情報発信ができる方

4 勤務地・活動地域

- (1) 勤務地：株式会社わくわくカンパニー大多喜
※ 業務内容によっては、勤務地が変更になる場合があります。
- (2) 活動地域：大多喜町内

5 勤務日数及び勤務時間

- (1) 勤務日数：週 5 日
- (2) 勤務時間：原則午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
(1 日 7 時間勤務、昼休憩 1 時間)
※ 週 35 時間を超えない範囲内での勤務を基本とします。
※ 活動内容により、勤務日、勤務時間帯を調整する場合があります。

6 雇用形態及び期間

- (1) 株式会社わくわくカンパニー大多喜の社員として任用します。
- (2) 初年度の任用期間は、令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までです。
ただし、任用開始時期について協議により調整する場合があります。
また、次年度からは年度毎に任用することができるものとし、最長 3 年間（令和 10 年 3 月 31 日まで）とします。
- (3) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

7 報酬

月額 185,160 円（賞与あり）

8 待遇及び福利厚生

- (1) 休日で業務に支障がなければ、兼業を認める場合があります。
- (2) 勤務時間中はパソコンと社用車等の備品を貸与します。
- (3) 予算の範囲内で、住居に係る費用（月額 50,000 円を上限）を支給します。
- (4) 通勤に係る費用は、株式会社わくわくカンパニー大多喜就業規則に基づきに基づいて、支給します。
- (5) 転居に要する費用、水道光熱費の生活費、自治会費等は個人負担となります。
- (6) 社会保険・雇用保険に加入します。
- (7) 労働災害については、労働者災害補償保険法の定めるところにより補償します。
※ 大多喜町での生活や通勤の移動手段として自家用車は必要不可欠です。自家用車等の持ち込みをお勧めします。

9 応募手続

(1) 応募受付期間

令和7年6月16日(月)～ 令和7年6月30日(月)

※ 令和7年6月30日(月)必着とします。 郵送またはメールでの受付けも可とします。
提出した書類は返却しません。

(2) 提出書類

- ① 大多喜町地域おこし協力隊申込書(所定の様式に自書してください)
- ② 現住所の住民票(募集開始日以降に取得した住民票とします)
- ③ 運転免許証の写し
- ④ 他の地域で地域おこし協力隊員として活動経験のある方は、活動時期が確認できる書類の写し(委嘱状・解嘱状の写し等)

(3) 申し込み・お問合せ先

【応募に関するお問い合わせ・申込先】

〒298-0216

千葉県夷隅郡大多喜町大多喜270番地1

株式会社わくわくカンパニー大多喜

電話：0470-64-6720

FAX：0470-64-6723

メールアドレス：mail@wakuwakuotaki.jp

10 選考

(1) 第1次選考(書類選考)

書類選考の上、結果を令和7年7月4日(金)までに応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考(面接)

第1次選考合格者を対象に令和7年7月10日(木)に第2次選考試験(面接)を行います。

詳細については、1次選考結果の通知の際にお知らせします。(第2次選考試験に要する交通費及び宿泊費等は個人負担)

(3) 最終選考結果の報告

最終結果報告は、令和7年7月13日(金)までに文書で最終選考受験者全員に通知します。

※ 不採用理由についてのお問い合わせにはお答えできませんので、御了承ください。